明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令（財務四三）　一
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八四）　二
○医療法施行規則の一部を改正する省令（同八五）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達関係　四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告　四四
四四
四五

省　令

○財務省令第四十三号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十九日

財務大臣　鈴木　俊一

国税収納金整理資金事務取扱規則の一部を改正する省令

国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（支払の決定） **第七十二条**　［略］ ［2　略］ 3　国税資金支払命令官等は、前二項の規定により支払の決定をしようとするときは、支払の決定の内容を示す書類（以下「支払決議書」という。）又は支払決議書の情報を電子情報処理組織（国税資金支払命令官等が資金からする過誤納金の還付金等の支払に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と国税資金支払命令官等の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第七十八条を除き、以下同じ。）に記録する方法によつて、その支払の決定をしようとする旨を明らかにしなければならない。 ［4～10　略］	（支払の決定） **第七十二条**　［同上］ ［2　同上］ 3　国税資金支払命令官等は、前二項の規定により支払の決定をしようとするときは、支払の決定の内容を示す書類（以下「支払決議書」という。）又は支払決議書の情報を電子情報処理組織（国税資金支払命令官等が資金からする過誤納金の還付金等の支払に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と国税資金支払命令官等の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）に記録する方法によつて、その支払の決定をしようとする旨を明らかにしなければならない。 ［4～10　同上］